

令和7年度 第10回

# 魚沼市農業委員会総会議事録

令和8年1月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 令和7年度第10回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 15名 定員 19名  
欠席 4名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
	○	2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	議事参与の制限
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
	○	9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅井 典 裕	
○		11	小幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
	○	15	櫻 井 信 夫	
	○	16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		星 野 崇	
○		星 野 巧	
○		櫻 井 紀 彦	
○		菅 井 智 弥	

## 令和7年度

## 第10回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和8年1月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 30 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  10 番 浅井 典裕 委員  11 番 小幡 中治 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他  閉会宣言 16 時 40 分

# 令和7年度 第10回魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年度第10回魚沼市農業委員会総会は、令和8年1月26日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星野事務局長）

本年もよろしくお願ひいたします。本日の出席状況でありますけれども、議席番号2番の貝瀬正美委員、議席番号9番の佐藤洋一委員、議席番号15番の櫻井信夫委員、議席番号16番の佐藤陽二委員から欠席の連絡をいただいております。本日の出席者数15名ということで、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和7年度第10回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

では、初めに上村会長からご挨拶お願ひいたします。

(時刻は15時30分)

上村会長

(挨拶)

## 会務報告

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項会務報告、事務局長お願ひします。

事務局（星野事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議長（上村会長）

続いて、各部会から報告をお願ひいたします。

第1地区部会会長（葦澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

議長（上村会長）

続いて、第2・第3部会長は欠席です。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会も、特に報告事項はございません。

議 長（上村会長）

それでは、第2・第3部会で副部会長の方々、何か部会報告があればお願いいたしたいと思います。

（特になし）

特になければ、報告事項につきましては以上とさせていただきます。特に質問等、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

（特になし）

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

それでは、日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号10番浅井典裕委員及び議席番号11番小幡中治委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いします。

事務局（菅井主事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は30件、97筆、82,944.69㎡の届け出がありました。番号が1から始まるものについては賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由は、耕作不便、賃貸人が耕作、契約内容の変更、第3者に利用権設定、労力不足、賃借人への売却、第3者への売却、農作業施設建築のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、今月は14件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買5件、所有権移転贈与1件、賃貸借権設定10件、使用貸借権設定4件です。

なお、整理番号5番については議事参与の制限があります。整理番号5番について、すみませんが最初に説明をいたします。

議長（上村会長）

それでは、整理番号5番について、小岩委員は退席をお願いします。

（小岩孝徳委員退席）

事務局（星野係長）

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計1,908㎡

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円  
譲受人 ＊＊＊＊＊  
譲渡人 ＊＊＊＊＊

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は市外に住んでおり、相続した申請地を耕作が出来ないため、今まで耕作をしていた譲受人と経営規模拡大の意向で売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験があり、大型機械を所有しているため、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号整理番号5番につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

穴沢勝也委員

整理番号5番については、現地視察は雪のため難しいので、電話にて譲受人と連絡を取りながら、今まで耕作をしていましたし、今後農地の取得についても今までと変わりなく耕作できるということで、他は事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議長（上村会長）

整理番号5番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第1号整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（小岩孝徳委員着席）

引き続き事務局、お願いいたします。

事務局（星野係長）

整理番号1 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか3筆 合計1,754㎡  
権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円  
譲受人 ＊＊＊＊＊  
譲渡人 ＊＊＊＊＊

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地を前の耕作者が高齢になり耕作できなくなったため、経営規模拡大を希望する譲受人と売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか2筆 合計2,435㎡  
権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円  
譲受人 ＊＊＊＊＊  
譲渡人 ＊＊＊＊＊

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は市外に住ん

でおり耕作もできないため、財産処分の意向で申請地を耕作していた譲受人と経営規模拡大の意向で農地の売買の合意に至ったものです。

整理番号3・4番については、譲受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田 390 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 畑 170 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*

申請の理由は、農業を始めるためです。譲受人は空き家バンク制度を利用し、移住して住宅を購入しました。住宅に隣接する申請地で農業を始める予定です。申請地は住宅に隣接するため、耕作が便利であり、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計 4,942 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 贈与  
譲受人 \*\*\*\* 持分 1/2  
\*\*\*\* 持分 1/2  
譲渡人 \*\*\*\*

申請の理由は、譲渡人の要望により受贈するためです。譲渡人は市外に住んでおり、相続した申請地を農業経験もなく耕作ができないため、本家にあたる譲受人に贈与する話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験があり、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7 申請地 \*\*\*\* 田 1,570 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \*\*\*\*円 (\*\* \*\*円/10a)  
契約期間 令和8年3月1日から令和18年2月29日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地の賃貸借契約が満了するため、経営規模の拡大のため、10年間の賃貸借の設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号8 申請地 \*\*\*\* 田ほか2筆 合計 1,960 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 \*\*\*\*円 (\*\* \*\*円/10a)  
契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、耕作便利なためです。貸付人は県外に住んでおり、相続した申請地を耕作できないため、借受人により耕作されてきました。借受人の耕作地と効率よく耕作でき便利のため、賃貸借契約の再設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号9 申請地 \*\*\*\* 田ほか7筆 合計4,313㎡  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円(\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年2月1日から令和28年1月31日 20年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は所有者が耕作できなくなったため、経営規模拡大を希望する借受人と話がまとまり、申請するものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号10 申請地 \*\*\*\* 田ほか5筆 合計3,246㎡  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円(\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は賃貸借契約が満了するため、経営規模の拡大のため、5年間の賃貸借の設定するものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号11 申請地 \*\*\*\* 田 480㎡  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円(\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日 3年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、耕作便利なためです。申請地と隣接している農地で耕作している借受人が耕作することで、耕作便利で効率化を図ることが出来るためです。借受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号12 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計2,946㎡  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円(\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年2月1日から令和28年1月31日 20年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。貸付人と借受人は親子であり、貸付人が高齢により耕作できなくなったため、経営規模拡大と耕作の効率化を図るため、賃貸借契約の設定をするものです。借受人は大型機械も所有し、農業経験もありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号13 申請地 \*\*\*\* 田ほか4筆 合計8,560㎡  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円(\*\*\*\*円/10a)

契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人は相続した申請地を耕作ができないため、今まで耕作をしていた経営規模拡大の意向の借受人と話がまとまり、申請があったものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号14 申請地 \*\*\*\* 田ほか4筆 合計3,816㎡  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円(\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年2月1日から令和18年1月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地の賃貸借契約が満了するため、経営規模の拡大のため、10年間の賃貸借の設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号15・16番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号15 申請地 \*\*\*\* 田ほか5筆 合計10,271㎡  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円(\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年2月1日から令和18年1月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

整理番号16 申請地 \*\*\*\* 田 1,496㎡  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円(\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年2月1日から令和18年1月31日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。整理番号15・16番の申請地を耕作していた15番の貸付人が耕作できなくなったため、経営規模拡大を希望する借受人と話がまとまり、申請に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号17番から20番は、農業者年金受給及び経営移譲に伴う使用貸借権の設定ですので説明を省略させていただきます。

以上、整理番号1番から20番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。  
第1号議案については以上です。

議長（上村会長）

第1号議案につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

#### 小岩孝徳委員

整理番号1番ですが、1月23日に志田推進委員と譲受人と現地確認を行いました。現地は雪で圃場の状態が分からなかったため、本人から聞き取りをしたところ、現地は今まで違う方が耕作されていましたが、高齢のため耕作できなくなったので、できる方を探していたところに譲受人がいたのでお願いされたとのことでした。譲受人は機械の所有もあり、今後も耕作を続けていくということなので問題はないかと思われまます。

#### 高橋祐二委員

整理番号2番ですけれども、譲受人と電話連絡をしまして、現地には行ったのですが、積雪で耕作の具合が分かりません。電話確認ですと今までどおりに耕作していたと、この度売買の契約がまとまったということですので、今後も耕作をしていくものと思います。何も問題ないと思います。

整理番号13番のほうも借受人と電話連絡をしました。こちらも現地は積雪のため耕作具合は分かりませんが、去年耕作しておりました。今後も今までどおり賃貸借契約の再設定ということですので、耕作は今年もまたやっていってくれると言っていましたので問題ないと思います。以上です。

#### 小幡中治委員

整理番号6番ですが、譲受人は2名なのですが、親子でやっています、大型機械等も所有しておりまして、田植えから苗をおこしたり、そういうのから収穫作業まで一連でやっているということで聞いております。それから、贈与の関係なんですけれども、譲渡人との間は本家・分家の関係で、譲渡人のほうからここを譲りたいということで話がありまして、話がまとまったことだそうです。特にこの件につきましては異議ないということで話を聞いております。それから積雪のため現地は確認できませんでしたが、農地パトロール等で確認して、ここはそのまま耕作されていまして、特に問題ないかと思われまます。

それから、整理番号7番ですけれども、今までずっと借受人が耕作しておりまして、貸付人に確認等しましたけれども、特に今までどおりに問題ないということで、借受人のほうも大型機械等も多く持っておりまして、ここも特に問題なく耕作されていくと思います。ここも雪で現地確認できませんでしたが、農地パトロール等で何回か回っていますので、耕作については問題ないかと思われまます。あとは事務局の説明どおりです。

#### 穴沢勝也委員

整理番号8番ですが、借受人と電話連絡を取りまして、現地確認は雪のためできませんでしたが。賃貸借権の再設定ということで、また引き続き耕作をすることを確認取りまして、貸付人も存じておりますので、何の問題もないと考えまます。

#### 星野幸夫委員

整理番号9番ですが、1月21日に事前に現地を見たところ、2m弱の積雪があり、現地確認はできないと判断して、1月24日に借受人宅を訪問して聞き取りを行いました。申請の内容について伺ったところ、何の問題もないと確認しました。詳細は事務局の説明どおりです。

#### 上村喜久雄委員

整理番号 10 番ですが、借受人と電話で確認をさせていただきました。法人ということですが、特に問題はありません。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。なお、現地については雪のため確認できませんが、位置利用計画図によって判断をさせていただきました。特に問題ないと思います。

#### 吉田久委員

整理番号 11 番ですが、昨日電話で借受人に状況を確認しました。事務局の言うとおりであります。現地は積雪で確認できなかったため、また農地パトロールでは特に気になっていませんでしたが、インターネットの地図や農地ナビで見たところ、荒れ地にはなっていないということで問題はないと思います。以上です。

#### 桑原正文委員

整理番号 12 番ですが、1 月 20 日に借受人と電話連絡をして確認の調査を行いました。この土地については現在実施中の圃場整備の地区でありまして、上の\*\*\*というのが令和 7 年度に面工事が完了しております。それから、その下の\*\*\*は令和 8 年度に施工予定の地区でありますし、借受人は南魚沼市では大規模農家でありますので、問題ないと思います。

#### 浅井典裕委員

整理番号 14 番ですが、1 月 22 日に電話だったのですけれども、確認をさせていただきました。先ほど事務局からも説明がありましたとおり、賃貸借契約満了に伴う再設定ということで、ずっとここ何年来同じ場所で耕作しておりますので、特に周りの環境等大きな影響を及ぼすものではないと思います。詳細は事務局のとおりです。

#### 阿達正委員

整理番号 15 番・16 番ですが、先日、借受人と電話連絡をしております。場所は雪で確認できませんが、\*\*地区と\*\*地区、そこらへんは農地パトロールなし水見のところで常時回っておりますので、ずっと耕作されております。借受人ですが、\*\*地区では若手のホープというか担い手でありまして、父の跡を継ぎ、大型機械も持っていますし、田んぼもしっかりやっておりますので、事務局の説明どおりであります。以上です。

#### 議 長（上村会長）

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 20 番まで、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

#### 井口恒一郎委員

議案の整理番号 3 番・4 番、これについて担当委員の説明がなされていないようなんですが。

#### 議 長（上村会長）

失礼いたしました。それでは整理番号 3 番・4 番について、星仁右エ門委員お願いします。

星仁右エ門委員

整理番号3番・4番ですが、降雪前の12月4日に事務局の面談・聴き取りに立ち合いさせていただきまして、その後現地確認を行っております。譲り受けた土地の畑と田んぼですので、畑については野菜が収穫された後でしたけれども、田んぼについては去年は耕作がなされておりました。ですけれども、別に今年には作付け可能かと思えます。あとは、詳細は事務局の説明どおりです。

議長（上村会長）

大変失礼いたしました。それぞれ担当委員の説明が終わりました。そのほか皆様方質問等ございませんでしょうか。

「なし」の声あり。

特になければ、採決に入らせていただきます。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から5番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定による整理番号7番から16番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定による整理番号17番から20番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から20番まで、異議なしと認め、許可いたします。

## 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の27ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和8年1月13日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権（設定）	件数	66件
	筆数	225筆
	面積	191,384.96㎡

所有権（移転）	件数	8件
	筆数	24筆
	面積	17,900.81㎡

なお、促進計画については、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和8年3月31日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

特にないでしょうか。

「なし」の声あり。

それでは、採決に入ります。

議案第2号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、計画案どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認いたします。

## その他

事務局（星野事務局長）

- ・農業委員及び最適化推進委員改選に伴う候補者評価委員会の委員の選任（案）について
- ・魚沼地域の農業を考える集いへの参加について
- ・2月10日号で発行予定の農業委員会だよりについて、取材した記事の紹介

事務局（菅井主事）

- ・広報委員へ配付の農業委員会だよりの校正案について

議長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案事項につきましては全て終了いたしました。大変ありがとうございました。

（時刻は16時40分）

上記会議の内容は、令和7年度第10回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和8年2月25日

魚沼市農業委員会

議長 上村 喜久雄

---

議席番号 10番 浅井 典裕

---

議席番号 11番 小幡 中治

---